

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社松本電気と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気工事業
2. 電気通信工事業
3. 機械器具設置工事業
4. 土木工事業
5. とび・土工工事業
6. 建築工事業
7. 大工工事業
8. 内装仕上工事業
9. 管工事業
10. 消防施設工事業
11. 屋根工事業
12. 建築設計施工及び住宅リフォーム
13. 土木設計、施工並びに監理
14. 太陽光発電事業
15. 住宅設備機器の販売及び施工
16. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を滋賀県栗東市に置く。

(公告)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、株券を発行しない。